

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理したが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月10日

京都市西京区長 津嶋 俊郎

| 住民票上の氏名 | 住民票上の住所 | 職権処理の内容 | 処理年月日 |
|---------|-------------------------------------|------------------|--------------|
| 沈 正夫 | 京都市西京区榎原六反田20 番地1 豊栄ハイツ1階106号 | 実態調査に基づ く職権消除 | 令和8年 6月4日 |
| 戸根 勝年 | 京都市西京区上桂西居町70 番地の3 岸本 方 | 実態調査に基づ く職権消除 | 令和8年 6月4日 |
| 江上 茂幸 | 京都市西京区下津林東芝ノ宮 町9番地8 | 実態調査に基づ く職権消除 | 令和8年 6月4日 |

(西京区役所市民総合窓口室)